

国連

CCPR/C/116/D/2233/2013



市民的及び政治的権利に関する国際
規約

配布 一般
2016年5月2日

日本語訳(抄訳)

原文 英語

人権委員会

選択議定書第5条(4)に基づき委員会が採択した見解

No. 2233/2013*,**

提出者	F.J.他(代理人 Ben Saul)
申し立てられた被害者:	通報者
締約国	オーストラリア
通告日	2012年12月3日(初回提出)
文書の参照	2013年1月17日に締約国に送付された委員会 会手続規則97に基づきなされた決定書(文 書形式では未発行)
見解の採択日	2016年3月22日
主題	入管施設における無期限拘禁
手続き上の問題	自由に対する権利、非人道的な扱いから保 護される権利
実質的問題	国内救済措置の完了、事物の性質に基づく 不適合、立証の欠如
規約の条文	7、9(1)、(2)、(4)および10(1)
選択議定書の条文	2、3および5(2)(b)

* 第116会期(2016年3月7日~31日)において委員会により採択された。

** 本通告の審査には以下の委員が参加した: Yadh Ben Achour, Ladhari Bouzid, Sarah Cleveland, Olivier de Frouville, Yuji Iwasawa, Ivana Jelić, Duncan Laki Muhumuza, Photini Pazartzis, Mauro Politi, Sir Nigel Rodley, Víctor Manuel Rodríguez-Rescia, Fabián Omar Salvioli, Dheerujlall Seetulsingh, Anja Seibert-Fohr, Yuval Shany, Konstantine Vardzelashvili, Margo Waterval.

GE.16-07120(E)



Please recycle



1. この通報の通報者は、オーストラリアの移民施設に収容されている5人である。通報者の1人、1978年生まれのF.J.はペルシャ系民族のイラン人である。通報者のうち3人はタミル系民族のスリランカ人である：T.S.は1979年生まれ、C.S.は1979年生まれ、V.N.は1978年生まれである。残りの1人はアフガニスタン国籍のハザラ系民族で、1979年生まれのT.T.である。彼らは第7条、第9条(1)、(2)、(4)および第10条(1)に基づく権利の侵害を主張している。通報者には代理人が就任している。選択議定書は1991年12月25日に締約国に対して発効した。

(中略)

委員会における争点と手続き

(中略)

本案の検討

10.1 委員会は、選択議定書第5条(1)に規定されるとおり、締約国によって入手可能とされたすべての情報に照らして、通報を検討した。

第9条(1)に基づく申立て

10.2 通報者は、到着時に強制的に拘禁され、公表されていない安全保障上の理由による拘禁は、違法かつ恣意的であるため、規約第9条(1)の違反を構成すると主張する。彼らは、彼らの拘禁は、彼らもたらすと言われる安全保障上のリスクに不釣り合いであり、その再審査のための国内手続は明らかに不十分であったと主張する。締約国は、通報者は移民法およびオーストラリア安全情報機構法を適用して拘禁されていた不法な非市民であり、従って、彼らの拘禁は、高等法院が以前に宣言したとおり、合法かつ合憲であり、また、彼らもたらすとされた安全保障上のリスクに対する相応の対応であったと主張する。

10.3 委員会は、拘禁が国内法によって許可されているにもかかわらず、恣意的である場合があることを想起する。¹「恣意性」の概念は「法に反する」ことと同一視されるべきではなく、不適切、不公正、予測可能性の欠如、法の適正手続きの要素を含むよう、より広範に解釈されなければならない。出入国管理手続きの過程における拘禁は、それ自体恣意的なものではないが、拘禁は状況に照らして合理的、必要かつ比例的であるとして正当化され、時間の経過とともに再評価されなければならない。²不法に締約国の領土に入国した庇護希望者は、入国を記録し、その主張を記録し、身元が疑わしい場合には身元を確定するために、最初の短期間留置されることがある。申立てに対する審査が終わるまでの間、さらに拘束することは、逃亡の可能性、他者に対する犯罪の危険性、国家安全保障に対する行為の危険性など、個人に特有の特別な理由がない限り、恣意的である。その決定は、ケースバイケースで関連する要素を考慮しなければならず、広範なカテゴリーに対する強制的な規則に基づくものであってはならない。また、報告義務、保証人、その他逃亡を防ぐための条件など、同じ目的を達成するための、より侵襲

¹ (注：原文では脚注7) 自由と人の安全に関する人権委員会一般的意見第35号(2014年)パラ12参照。12.

² (注：原文では脚注8) 通報第560/1993号、*A v. オーストラリア*、1997年4月3日に採択された見解、パラ.9.3-9.4；およびNo.1557/2007、*Nystrom v. Australia*, Views adopted on 18 July 2011, paras.7.2-7.3. 一般的意見第35号、パラ.18.

性の低い手段を考慮しなければならない。また、拘束された者の精神的な健康状態も考慮しなければならない。締約国が追放を実行できない場合、入国管理を理由に個人を無期限に拘束してはならない。締約国が個人の追放を実行できないことは、無期限の拘禁を正当化するものではない。³

10.4 委員会は、通報者が 2009 年または 2010 年から 2015 年まで、最初は入国時に強制収容され、その後、不利な治安評価の結果として、入管収容されていたことを観察する。身元やその他の問題を確認する目的など、最初の拘禁にどのような正当性があったとしても、締約国は、委員会の意見では、継続的な無期限拘禁が正当化されることを個人ベースで実証していない。締約国は、他のより侵襲的でない措置が、通報者が代表していると言われる安全保障上のリスクに対応するという締約国の必要性を遵守するという同じ目的を達成できなかったことを立証していない。さらに、通報者は、各自に起因する具体的なリスクや、自由を得ることを可能にする解決策を見出すためにオーストラリア当局が行った努力について知らされない状況で拘禁された。彼らはまた、無期限拘禁の理由に効果的に不服を申し立てることを可能にする法的保護措置も奪われていた。これらすべての理由により、委員会は、通報者の拘禁は恣意的であり、規約第 9 条 (1) に反すると結論づける。

第 9 条 (4) に基づく申立て

10.5 オーストラリアの法律の下では、通報者の拘禁に不服を申し立てることはできず、どの裁判所も通報者らの拘禁の実質的な必要性を評価する管轄権を持たないという通報者らの主張について、委員会は、通報者が拘禁の合法性と不利な安全性評価について高等裁判所に司法審査を求めることができるという締約国の主張に留意する。*Al-Kateb v. Godwin* における高裁の 2004 年の判例が無期限の入管収容の合法性を宣言していること、および、より最近の同様の状況における高裁への申請の有効性を示す関連判例が締約国の回答にないことを考慮すると、委員会は、通報者の拘禁の正当性を実質的な観点から見直すことが高裁に開かれているとは確信できない。さらに委員会は、*原告 M47* 事件における 2012 年 10 月 5 日の高等裁判所の判決において、裁判所は難民の強制拘禁の継続を支持し、成功した不服申立てが恣意的な拘禁からの解放につながる必要はないことを示していることに留意する。委員会は、第 9 条 (4) に基づく拘禁の合法性についての司法審査は、拘禁の国内法への単なる準拠に限定されるものではなく、拘禁が規約の要件、特に第 9 条 (1) の要件と両立しない場合には、釈放を命じる可能性を含まなければならないとの法理を想起する。⁴したがって、委員会は、本件の事実が第 9 条 (4) の違反を明らかにしていると考える。

(後略)

³ (注：原文では脚注9) 通報番号 2136/2012, *M.M.M. et al. v. Australia*, Views adopted on 25 July 2013, para. 10.3. 一般的意見第 35 号、パラも参照のこと。18.

⁴ (注：原文では脚注10) 通報第 1014/2001 号、*Baban v. Australia*, 2003 年 8 月 6 日に採択された見解、パラ. 7.2; No. 1069/2002, *Bakhtiyari v. Australia*, Views adopted on 29 October 2003, para. 9.4; および第 1255/2004 号、第 1256/2004 号、第 1259/2004 号、第 1260/2004 号、第 1266/2004 号、第 1268/2004 号、第 1270/2004 号 および第 1288/2004 号、*シャムス他対オーストラリア事件*, 2007 年 7 月 20 日に採択された見解、パラ. 7.3.